

○静岡市西島・下島及び平和町特別工業地区建築条例

平成15年4月1日

条例第242号

改正 平成17年7月12日条例第67号

平成18年2月24日条例第22号

(題名改称)

平成30年2月16日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項及び第50条の規定に基づき、静岡都市計画特別工業地区のうち駿河区西島・下島地区及び葵区平和町地区（以下「特別工業地区」という。）内の建築物の建築等を制限することにより、地域環境の保持を図ることを目的とする。

(平18条例22・一部改正)

(建築物の建築制限)

第2条 特別工業地区内においては、別表第1に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が当該地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめその許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、静岡市建築審査会の同意を得なければならない。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

(建築物の構造)

第3条 特別工業地区内において建築する工場については、次に定める構造としなければならない。ただし、市長が次に定める構造と同等以上の効果があると認める構造とする場合は、この限りでない。

(1) 木材の引割（製材に限る。第3号及び第5号において同じ。）又は鋼材の加工組立の用途に供する作業場の外壁は、コンクリート、コンクリートブロック又は気泡コンクリート造とし、外壁面の2分の1以上を開放の構造としないこと。

(2) 建築物の基礎は、機械又は原動機の基礎と分離すること。

(3) 別表第2に掲げる事業を営む工場の作業場（木材の引割又は鋼材の加工組立の用途に供する作業場を除く。）は、外壁を設けなければならない。

(4) 別表第2に掲げる事業を営む工場の作業場の外壁に設ける開口部は、次のア及びイに定める構造とすること。

ア作業場の窓は、はめごろし戸とすること。ただし、法第28条及び第35条の規定により設けなければならない換気又は排煙のための開口部を除く。

イ作業場の出入口には、金属製の戸を設けること。

(5) 別表第2に掲げる事業を営む工場の作業場の外壁（木材の引割又は鋼材の加工組立の用途に供する作業場の外壁を除く。）及び屋根は、木毛板下地のスレート張り又は石こうボード下地の鉄板張りの構造とすること。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第4条 法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築し、又は改築する場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第2条第1項の規定は適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第2条第1項の規定（同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下本条において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第9項まで及び法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の第2条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 第2条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(平17条例67・一部改正)

(罰則)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第2条第1項の規定に違反した場合における当該建

築物の所有者、管理者又は占有者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の静岡市特別工業地区建築条例（昭和48年静岡市条例第45号。次項において「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成17年7月12日条例第67号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月24日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年2月16日条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平30条例8・一部改正）

特別工業地区内に建築してはならない建築物	
1	次に掲げる事業を営む工場
(1)	玩具煙火の製造
(2)	セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工
(3)	絵具の製造
(4)	亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
(5)	骨炭その他動物質炭の製造
(6)	せっけんの製造
(7)	魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造
(8)	手すき紙の製造
(9)	羽又は毛の洗浄、染色又は漂白

(10)	ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗淨又は漂白
(11)	製綿、古綿の再製、起毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
(12)	鉱物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用するもの
(13)	レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの
(14)	墨、懐炉灰又はれん炭の製造
(15)	瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造
(16)	ガラスの製造又は砂吹
(17)	金属の溶射又は砂吹
(18)	鉄板の波付加工
(19)	原動機を使用するセメント製品の製造
(20)	ドラム缶の洗淨又は再生
(21)	スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
(22)	伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワット以下の原動機を使用するもの
2	法別表第2（ぬ）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの
3	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
4	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

別表第2（第3条関係）

（平30条例8・一部改正）

(1)	出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用する塗料の吹付
(2)	原動機を使用する魚肉の練製品の製造
(3)	原動機を使用する2台を超える研磨機による金属の乾燥研磨（工具研磨を除く。）
(4)	コルク、エボナイト又は合成樹脂の粉砕又は乾燥研磨で原動機を使用するもの
(5)	厚さ0.5ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属、工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属のプレス若しくは切断（機械

	のこぎりを使用するものを除く。)
(6)	印刷用平板の研磨
(7)	糖衣機を使用する菓子の製造
(8)	ワイヤーフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの
(9)	木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、撚糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの
(10)	製針又は石材の引割で出力の合計が1.5キロワットを超える原動機を使用するもの
(11)	出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用する製粉
(12)	合成樹脂の射出成形加工
(13)	出力の合計が20キロワットを超える原動機を使用する金属の切削
(14)	原動機の出力の合計が3キロワットを超える空気圧縮機を使用する作業
(15)	原動機を使用する印刷
(16)	骨、角、牙、ひづめ若しくは貝殻の引割又は乾燥研磨
(17)	めっき
(18)	鋼材の加工組立
(19)	容量10リットル以上のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作